発注情報詳細（物品・委託等）

公告日		令和７年２月１２日（水）
入札方法		入札書の持参による　公募型指名競争入札
件名		横浜市立図書館全館の所蔵図書等へのＩＣタグ貼付委託（令和７年度から令和10年度）
納入／履行場所		設計図書のとおり
納入／履行期間等		令和７年４月１日から令和１１年３月３１日まで
入札参加資格	種目	その他の委託等
	所在地区分・順位	指定なし
	企業規模	指定なし
	その他	①　横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。 ②　令和５・６年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において営業種目「その他の委託等」に登録が認められている者、かつ「図書館」・「ＩＣタグ」・「エンコード」のいずれかに係る業務を登録している者であること。 ③　入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
提出書類		公募型指名競争入札参加意向申出書
設計図書		次ページ以降
入札参加申込締切日時		令和７年３月７日（金）午後５時００分
指名・非指名通知日		令和７年３月１１日（火）午後５時００分までに電子メールにより通知
質疑締切日時		令和７年２月１９日（水） 午後５時００分
	回答期限日時	令和７年２月２７日（木） 午後５時００分
入札及び開札日時		令和７年３月１４日（金）　午前１１時００分
入札及び開札場所		横浜市西区老松町１　横浜市中央図書館５階　第一会議室
支払い条件		前金払　しない　部分払　する（４８回以内）　契約保証　免除
注意事項		①本契約は債務負担行為を設定する契約です。**入札書には、全履行期間（４年分）の金額を記載してください。** ②入札書には、消費税法第９条第１項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、**見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。**なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。 ③この案件は、令和７年度横浜市各会計予算が令和７年３月31までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。
発注担当課		教育委員会事務局中央図書館企画運営課 （横浜市西区老松町１番地　横浜市中央図書館４階）　担当：琴寄 TEL　045-262-7334／FAX　045-262-0052 E-mail ky-libkiun@city.yokohama.lg.jp
契約事務担当課		同上

令和7年度　一般会計　歳出　第17款6項3目12節(18)その他委託料（費用）

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当
	－		教育委員会事務局中央図書館企画運営課庶務係　担当者 琴寄（ことより） 紀子（のりこ） 電話　262-7334

設　計　書

1　委　託　名　横浜市立図書館全館の所蔵図書等へのICタグ貼付委託

2　履 行 場 所　横浜市中央図書館ほか　計18館（1号内訳書のとおり）

3　履行期間　■期間　令和7年4月1日 から 令和11年3月31日　まで
　又は期限　□期限　令和　年　月　日まで

4　契 約 区 分　□　確定契約　　■　概算契約

5　その他特約事項　なし

6　現 場 説 明　■　不要
　□　要（　月　日　時　分　場所　）

7　委 託 概 要　横浜市立図書館（全18館）において、
　図書・雑誌・紙芝居にICタグの貼付とデータのエンコードを行う。

8　部　分　払

☑　す　る(48回以内)

□　しない

部　分　払　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　量	単　位	単　　価		金　　額	
別紙内訳書のとおり							

※単価及び数量は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

9　各年度における支払予定額内訳

年度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和７年度	（　　）円　（　　円）
令和８年度	（　　）円　（　　円）
令和９年度	（　　）円　（　　円）
令和10年度	（　　）円　（　　円）

※契約期間内に「うるう年」が含まれる場合も、通常年（365日の年）と同様とします。

※契約期間内に新たに祝日などが制定された場合は、祝日としての対応とします。

委託代金額　　￥　　（　　）－

内　訳

業　務　価　格　　￥　　（　　）－

消費税及び地方消費税相当額　　￥　　（　　）－

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単　価（円）	金　額（円）	摘　要
ICタグ貼付及びエンコード作業		(5,768,000)	冊		（　　）	1号内訳書
その他経費		1	式		（　　）	2号内訳書
合計					（　　）	
消費税及び地方消費税相当額					（　　）	
委託代金額					（　　）	

＊概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

1号内訳書

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単 価（円）	金　額（円）	摘　要
ICタグ貼付及び エンコード作業						
中央図書館		(3,457,000)	冊		(　　)	R7～R10
鶴見図書館		(110,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
神奈川図書館		(117,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
中図書館		(111,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
南図書館		(105,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
港南図書館		(113,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
保土ケ谷図書館		(162,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
旭図書館		(119,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
磯子図書館		(151,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
金沢図書館		(151,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
港北図書館		(169,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
緑図書館		(115,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
山内図書館		(193,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
都筑図書館		(161,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
戸塚図書館		(190,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
栄図書館		(112,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
泉図書館		(121,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
瀬谷図書館		(111,000)	冊		(　　)	R8～R10のうちの数か月
			冊			
小計		(5,768,000)	冊		(　　)	

＊概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

2号内訳書

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単 価（円）	金　額（円）	摘　要
その他経費						
ICタグ		(5,768,000)	枚		（　　）	
機器費（7年度）		12	月			
物品費（7年度）		12	月			
諸経費（7年度）		12	月			
機器費（8～10年度）		36	月			
物品費（8～10年度）		36	月			
諸経費（8～10年度）		36	月			
小計					（　　）	

＊概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

横浜市立図書館全館の所蔵図書等へのＩＣタグ貼付委託仕様書

１　委託業務の名称
横浜市立図書館全館の所蔵図書等へのＩＣタグ貼付委託

２　履行期間
　令和７年４月１日（火）から令和11年３月31日（土）まで。（ただし、作業開始日については委託者と調整の上決定する）

３　履行場所および作業期間
　（１）履行場所

	名称	住所
1	横浜市中央図書館	横浜市西区老松町１
2	横浜市鶴見図書館	横浜市鶴見区鶴見中央2-10-7
3	横浜市神奈川図書館	横浜市神奈川区立町20-1
4	横浜市中図書館	横浜市中区本牧原16-1
5	横浜市南図書館	横浜市南区弘明寺町265-1
6	横浜市港南図書館	横浜市港南区野庭町125
7	横浜市保土ケ谷図書館	横浜市保土ケ谷区星川1-2-1
8	横浜市旭図書館	横浜市旭区白根4-6-2
9	横浜市磯子図書館	横浜市磯子区磯子3-5-1
10	横浜市金沢図書館	横浜市金沢区泥亀2-14-5
11	横浜市港北図書館	横浜市港北区菊名6-18-10
12	横浜市緑図書館	横浜市緑区十日市場町825-1
13	横浜市山内図書館	横浜市青葉区あざみ野2-3-2
14	横浜市都筑図書館	横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1
15	横浜市戸塚図書館	横浜市戸塚区戸塚町127
16	横浜市栄図書館	横浜市栄区公田町634-9
17	横浜市泉図書館	横浜市泉区和泉町6207-5
18	横浜市瀬谷図書館	横浜市瀬谷区本郷3-22-1

（２）作業期間
　履行場所１については、履行期間と同じとする。
　履行場所２～18については、令和８年度から10年度の間に順番に作業することとし、具体的な時期については契約締結後に委託者と協議の上決定する。

（３）作業スケジュール

初年度は３（２）のとおり、中央図書館のみでの作業とするが、令和８年度以降の履行場所のスケジュールは、想定貼付冊数を念頭に、委託者と協議し前年度の12月末日までに決定すること。

４　委託業務の概要

本業務は、横浜市立図書館が所蔵する図書及び所蔵資料にＩＣタグの貼付をすること、ＩＣタグへの資料管理に必要な情報を書き込むこと（以下「エンコード」という。）、及びその他必要な作業等を行うものである。

５　作業対象資料

作業対象は契約日時点で横浜市立図書館の蔵書となっている資料（以下「遡及分」という。）、契約期間内に購入・寄贈等で受け入れた資料（以下「新刊分」という。）とする。ＩＣタグを貼付する想定資料数は以下のとおりである。ただし、購入・除籍等により実際の作業対象数はこれより増減があることに注意すること。

（１）履行場所ごとの想定資料数（冊）

	履行場所	冊数		履行場所	冊数
1	横浜市中央図書館	3,457,000	11	横浜市港北図書館	169,000
2	横浜市鶴見図書館	110,000	12	横浜市緑図書館	115,000
3	横浜市神奈川図書館	117,000	13	横浜市山内図書館	193,000
4	横浜市中図書館	111,000	14	横浜市都筑図書館	161,000
5	横浜市南図書館	105,000	15	横浜市戸塚図書館	190,000
6	横浜市港南図書館	113,000	16	横浜市栄図書館	112,000
7	横浜市保土ケ谷図書館	162,000	17	横浜市泉図書館	121,000
8	横浜市旭図書館	119,000	18	横浜市瀬谷図書館	111,000
9	横浜市磯子図書館	151,000			
10	横浜市金沢図書館	151,000	合計	合計	5,768,000

（２）年度ごとの想定資料数（冊）

年度	履行場所１	履行場所２～18	年度合計	（参考）累計
7	817,000	0	817,000	817,000
8	880,000	770,400	1,650,400	2,467,400
9	880,000	770,400	1,650,400	4,117,800
10	880,000	770,200	1,650,200	5,768,000

６ 作業日時及び場所

（１）作業日時

月曜日から金曜日までの平日（週５日）とし、各図書館の指定する日は作業を行わない。ただし、必要が生じた場合は各図書館と協議の上調整できるものとする。１日の作業時間は、午前９時から午後5時までの間とする。その他作業日程の詳細については、委託者と協議の上決定する。

（２）作業場所

各図書館が指定する場所とする。

７ 使用するＩＣタグ

別紙「横浜市立図書館用ＩＣタグ仕様書」のとおりとする。

８ 業務内容

ＩＣタグ貼付・エンコード作業は、別紙「ＩＣタグ作業手順書」に従って、受託者が責任を持って行うこととする。なお、実際の作業が以下の工程どおりに進行しないときは、その理由を示すともに、委託者と協議したうえで、順序の入れ替えや作業内容の修正等を行い、計画どおりに進行するものとする。具体的な作業場所については、委託者が指定する場所で行う。

（１） 遡及分

ア 書架にあるもの

書架から資料をブックトラック等に移し、作業場所まで運ぶ。作業に際しては、作業終了後に、資料をもとあった場所に配架できるよう、受託者は作業員に対して請求記号等についての研修を行う。

イ 返却された資料

返却された資料については、ブックトラック等で作業場所まで運び、同じ作業をする。履行場所２～18で、貼付作業終了後に返却された資料については、黄色いオリコンで履行場所１に送付されるので、同様に作業する。作業完了後は黄色いオリコンを委託者の指定する場所に置く。

（２） 新刊（図書）

装備完了した資料が、各図書館ごとに青いオリコンに収められているので、青いオリコンごとに資料を取り出し、同様に作業する。作業完了後は配送票の所定の場所にチェックし、冊数を確認した上でもとの青いオリコンに戻し入れる。青いオリコンは委託者

が指定する場所に置く。

（３）　新刊雑誌（履行場所１のみ）

装備完了した雑誌に同様に作業する。作業完了後は冊数を確認し、委託者が指定する場所に置く。

（４）その他

ア　ＩＣタグエンコード確認作業及び不良品交換

ＩＣタグ貼付及びエンコード入力作業が済み次第、必ず正しくエンコードされたことの確認作業を行うこと。読み取り不良の場合は、受託者は新しいＩＣタグと交換すること。

イ　資料番号変更への対応

ＩＣタグ貼付済みの資料について、バーコードの汚損等のため、委託者がバーコードの貼替えを行った場合は、委託者の指示に従って、再度エンコード作業を実施すること。

ウ　エンコードデータ重複チェック

貼付終了後、資料コードとＵＩＤコードが重複していないか確認作業をすること。ただし、確認方法及び確認の時期等について、委託者と協議の上行うこと。

エ　貼付位置の誤り等で貼り替えが必要な場合

ＩＣタグ購入については受託者の負担とする。貼付に失敗した場合、剥がしたＩＣタグを再利用することは厳禁とし、受託者の負担で補填すること。全工程終了時に未貼付ＩＣタグを納品物品として委託者に納めること。

オ　作業場所の片付け、管理等

受託者は、作業場所の整理整頓を心がけ、室内を汚損・破損しないこと。作業場所の施錠等は図書館側で行うが、受託者が用意した道具や機器等の管理は受託者で行うこと。

特に、火気に十分注意するとともに、万一施設、設備、備品等を汚損、破損した場合は速やかに図書館に報告し、原状に回復すること。

カ　利用者への配慮

受託者は、利用者には十分配慮し、騒音、会話等で利用者に迷惑とならないように、作業従事者への指導を徹底し、作業を行うこと。もし利用者とトラブルとなった場合、

受託者は速やかに図書館側へ連絡し、図書館の指示に従うこと。

9 作業に要する機器、物品、消耗品等

ＩＣタグ貼付とエンコード作業及びそれに伴う作業に必要な機器、エンコードソフト、物品、消耗品等を受託者が用意すること。

10 その他

（１）事前協議、作業工程管理等

ア　受託者は、本業務を円滑に進めるため、作業開始前に、業務工程、作業スケジュール、作業体制、及び作業方法等について委託者と協議し、速やかに業務計画書を作成し提出すること。なお、その協議には、現地作業責任者を出席させること。

イ　受託者は、作業内容及び作業スケジュールを適切に管理し、随時委託者に報告すること。

（２）受託者は、誠実かつ正確に本業務が実施できるよう、十分な人員の作業従事者を確保すること。

（３）本業務を円滑に遂行するため、業務管理責任者及び現地作業責任者を必ず配置し、業務計画書の提出時に役職・氏名等を報告すること。

（４）業務管理責任者は、最近10年間に、公共図書館もしくは大学図書館のＩＣタグ貼付業務（エンコード作業を含む）の作業管理者としての経験を有している者又はそれと同等の経験を有していると委託者が認める者であること。

（５）業務管理責任者は、作業従事者の指導・監督、作業管理のほか、委託者との連絡調整を行うこと。

（６）要員変更を行う場合は、あらかじめ委託者に届け出ること。

（７）受託者は、作業従事者等に名札等を着用させること。また、作業に当たっては図書館利用者等に配慮すること。

（８）本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。

（９）成果品の所有権は、すべて委託者に帰属する。

（10）本業務は概算契約とし、各月の支払は末日〆の出来高払いとする。

11 提出書類

（１）提出書類

本業務の各工程において、以下に示す書類など、本業務の履行に必要な書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。書類の詳細は別途指示する。

提出書類名	数量	提出期限
着手届 業務計画書 業務管理責任者及び現地作業責任者届 業務実施体制図・業務工程表 ＩＣタグの性能等を証する資料（仕様等）	各１部	本業務着手前
業務進捗報告書	必要数量	適時
資料エンコード作業件数報告書（正・副） 請求書	各１部	翌月10日
業務完了届 成果品目録	１部	業務完了時

別紙 ICタグ作業手順書

１　機器の準備

(1)　備品一覧

ア　ノートパソコン

イ　エンコード用リーダーライタ

ウ　バーコードリーダ

エ　IC タグ

(2)　接続方法

パソコンと機器を接続し、作業環境を整える。

２　書込作業

(1)　概要

エンコード用リーダーライタを使用し、IC タグに資料番号を書き込む作業。

(2)　手順

ＩＣタグを台紙から剥がし、エンコードソフトのマニュアルを参照してエンコードを行う。

問題なく書き込めたら３の IC タグの貼付け作業へ移る。エラーが出た場合は、エンコードソフトのマニュアルを参照して対応する。

３　IC タグの貼付け作業

(1)　概要

1 で書込処理をした IC タグを資料に貼付ける作業。

貼り終わったら４の読込確認へ移る。

(2)　備品一覧

ア　資料番号を書込した IC タグ

イ　ＩＣタグのカバー用のブッカー

(3)　貼付け手順

ア　図書・冊子

（ア）裏表紙から遊び紙（本文ページとは材質の違う紙）を抜かした５枚目以内で、ノド近くに余白が多いページを探す。

（イ）　ＩＣタグは、台紙の余白が多い側を図書の底面に合わせ、側面を図書のノド奥に入れるように貼り付ける。

・文字や絵にＩＣタグが被らないようにする。

・ノド部分に金具等の金属が付いている場合は、ノドには貼らず、裏表紙の裏側の地に平行に貼る。

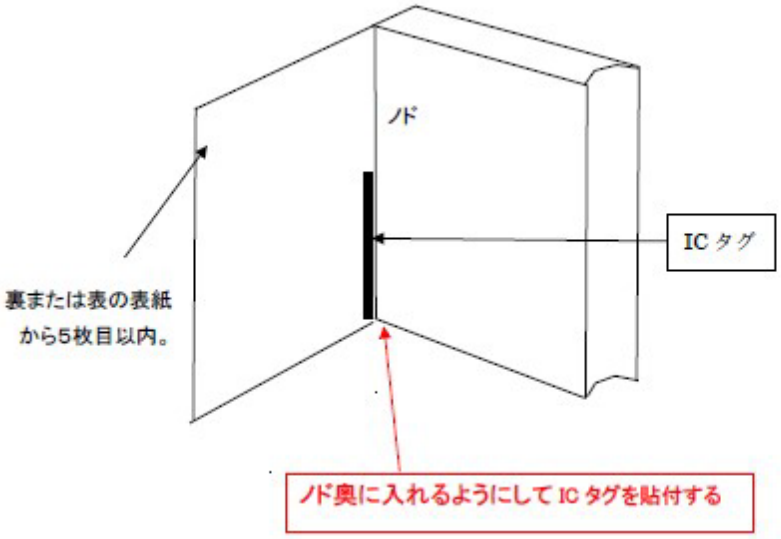

イ　１枚ものの資料（地図等）

（ア）　資料裏面の右下から余白を探す。

（イ）　資料の地に平行となるようにＩＣタグを貼る。両面タイプのＩＣタグの場合は、台紙の一部がＩＣタグの上に被るように残し、上から 12 ㎝の長さに切ったブッカーを貼り固定する。

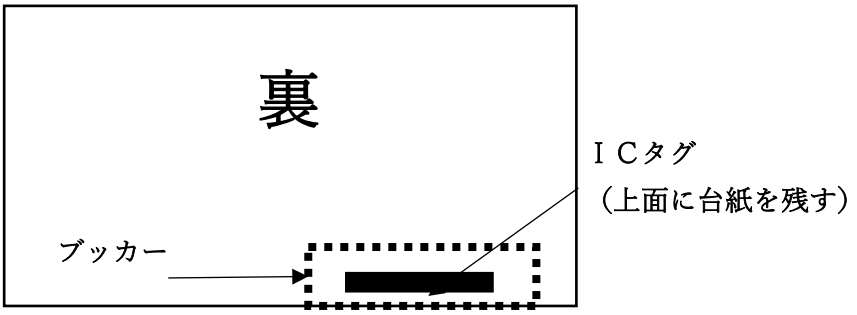

ウ　ファイル綴じの資料

（ア）　綴じられている資料が１冊で１つのタイトルのもの

→図書に準じる。

（イ）　複数の資料を綴じている場合（号数やタイトルが異なるもの）

→ページには貼らずに裏表紙の裏面に貼る。貼付け位置および貼付け方法は、図書に準じる。

・金属の留め具を使用している場合は、ノドではなく裏表紙の裏側の地に平行にＩＣタグを貼り、上からブッカーで固定する。

エ　ケース入り資料

（ア）　ケース入りでかつ通常タイプの図書の場合は、通常の図書または一枚ものに

準じる。

（イ）　ケース内に複数の資料が入っておりバーコードが１つのみ付与されている場合はケースに貼る。

・タイプ別の貼り方

開閉ができないケースは、バーコードの下に平行に貼る。

開閉ができるケースは、ケースの裏側の背の部分に貼る。

（ウ）　資料ごとにバーコードが付与されている場合は、バーコードが貼ってあるすべての資料にＩＣタグを貼り付ける。貼付け位置は通常の図書または一枚ものに準じる。

オ　絵本

「ア　図書・冊子」に準じる。

カ　仕掛け絵本

「ア　図書・冊子」に準じる。貼付けが難しい場合は装備担当宛ブックトラックへメモを挟んで載せる。

キ　厚紙絵本

「ア　図書・冊子」に準じる。貼付後、上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

ク　大型本

「ア　図書・冊子」に準じる。

ケ　和綴じ本

「ア　図書・冊子」に準じる。

コ　リング綴じ

「ア　図書・冊子」に準じる。尚、表紙を閉じた際、ＩＣタグがリングに当らないよう注意する。貼付後、上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

サ　帙入り資料

帙を開いた部分（上蓋の内側）にて貼付する。その場合、貼付後に上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

シ　紙芝居

ケースから紙芝居を出し、一枚目裏面の左下(下図)にて貼付する。基準として左から１㎝、下からも１㎝離す。貼付後、上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

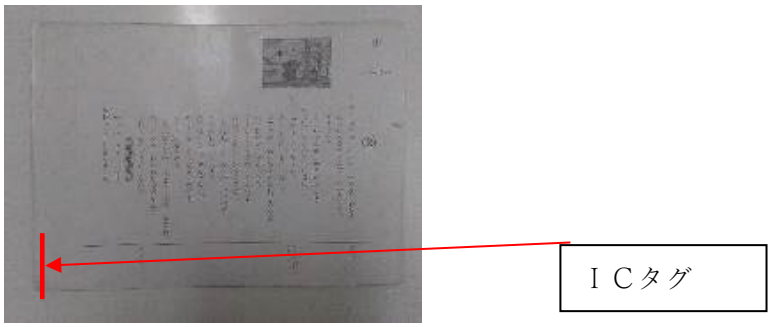

ス　雑誌

「ア　図書・冊子」に準じるが、製本等の問題で難しい場合は紙芝居に準じる。

セ　レールクリヤーホルダー等

書名の記載がある側を表紙とし、その裏表紙側の本体の背寄り下方にあたる部分に貼付する。適当なスペースがない場合は、ホルダーと同サイズの白紙を最終ページの次に挟み込み、その内側に貼付する。貼付後、上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

ソ　Mホルダー

有用情報を隠さないように、本体に貼付する。貼付後、上からフィルマー等でＩＣタグを覆う。

４　読込確認

(1)　**概要**

３で IC タグを貼付けた資料について、エンコード用リーダを使用し書き込んだ資料 ID を確認する。

(2)　**手順**

エンコードソフトのマニュアルを確認し、正しい情報がエンコードされているか確認する。

５　エンコード済み資料への印付け

(1)　**概要**

二重貼付け防止のため、IC タグを貼り付けた資料に目印を付ける作業。

(2)　**備品一覧**

ア　油性ペン（黒）

イ　色丸シール

(3)　**印のつけ方**

ア　図書タイプの資料

資料を逆さにした時に、地の部分に年号＋横浜市立図書館の印（地印）が押してあることを確認する。

地印の年号の上に黒ペンで点のマークをつける。

例)「●21　横浜市立図書館」

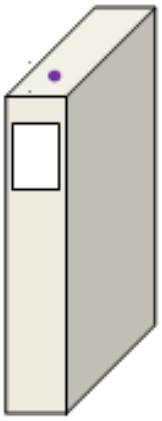

イ　雑誌や紙芝居、ページ数の少ない資料等

地印が見えづらく、点のマークを付けづらいものは、資料バーコードの脇にシールを貼る。

別紙　横浜市立図書館用ＩＣタグ仕様書

1　現在中央図書館で図書に貼付済みの「ソフエル製ＩＤＩＴ－ＵＴ－32(細型積層タグ)」と同等品以上であること。

2　現在中央図書館に設置しているセキュリティゲート（ソフエル製ＩＤＩＴ－ＧＴ－２）と連動実績があること。

3　令和３年度に中央図書館で調達した次の機器で正常に動作することを確認後に納品すること。ＩＣタグ関連機器との連携において、ＩＣタグに起因する問題が発生した場合には、本市の要求するＩＣタグと交換すること。

(1)　ＵＨＦ帯ＲＦＩＤを利用したＩＣタグ対応のセキュリティゲート一式
　セキュリティゲート（ソフエル製ＩＤＩＴ－ＧＴ－２）と管理用パソコン（管理用ソフトウェアインストール済)。

(2)　エンコード作業用パソコン一式
　リーダライター（アンテナ、リーダライター機器、配線コード類等)、バーコードリーダー、管理用パソコン（エンコード用ソフトウェアインストール済)。

4　ＩＣタグの形状は、ＩＣタグ貼付作業を効率的に行うために、細型帯状・両面シールタイプ、ロール形状とする。

5　通信規格は、IS0/IEC18000-63/EPC Gen2 に準拠していること。

6　通信周波数は、ＵＨＦ帯(日本国内ＵＨＦ帯ＲＦＩＤ割当周波数 920MHz)であること。

7　ＩＣチップは、Impinji 社製 Monza6、または、NXP 社製 UCODE８、またはこれらと互換性があるか後継であること。

8　ＩＣチップメモリーＥＰＣ領域は、128bit 以上であること。

9　データ保持期間は 50 年間以上であること。

10　ＩＣデータの書き換え可能回数は、10 万回以上であること。

11　ＩＣチップにはチップを保護するための加工が施されているものであること。

12　図書館における 10 万回以上の貸出及び、返却ポストへの返却を想定し、これと同等の磨耗や衝撃を受けてもデータの読み取り及び書き込みに支障をきたさないものであること。

13　タグのアンテナは、曲げに強いエッチング方式であること。

14　動作可能温度は、－10℃～＋50℃程度であること。

15　形状は細型帯状で、ロール形状で納品できること。

16　アンテナサイズは、長辺寸法：90～130mm 程度、短辺寸法：３～７mm 程度であること。

17　防水・耐腐食性のため、貼付作業時点からチップを保護するための片面シール加工が施されていること。

18　図書に貼付されたＩＣタグ同士の間隔が５～10mm 程度であっても、30 冊の安定した読み取りが可能な積層性を有すること。

19　公共図書館・大学図書館等で納入し、稼働実績を有するタグであること。

20　複数メーカーのＩＣタグ関連機器（ＩＣタグ対応セキュリティゲート、自動貸出機、カウンター用リーダライター、蔵書点検用ハンディターミナルなど）で動作実績を有していること。
21　セキュリティゲートの幅芯々2,000 ㎜で設置という条件下において、ゲート間全てのエリアで、ＩＣタグラベルの向き３方向（図１）で１冊読み取り可能であり、５冊積層しても５冊全て読み取り可能であること。

【図１】
IC タグの３方向

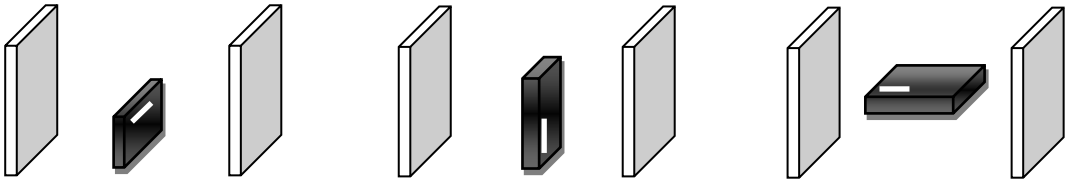

①IC タグの向き：ゲート正対
IC タグ長辺＝進行方向

②IC タグの向き：ゲート正対
IC タグ短辺＝進行方向

③IC タグの向き：床面と平行
IC タグ短辺＝進行方向

22　製品の性能等が、性能基準を満たしているか否かについて、納品時にカタログ・仕様書・諸元表など同等品以上とわかる資料及び図書館で納入・稼働実績を有するＩＣタグであることを証明する「稼働実績証明書」、及び図書館で稼働実績のあるＵＨＦ帯ＩＣタグシステム構成機器メーカーによる「動作保証証明書」を提出すること。
23　検収後６ヶ月以内にタグの不良が見つかった場合には、不良枚数と同数のＩＣタグと無償で交換すること。

横浜市中央図書館様

タグエンコード仕様
中央図書館　開架資料

Version 1.0

2022/5/13

株式会社ソフエル

1. タグ全体の構造

UHF Generation2 ICタグの構造は、下図のようになっており、エンコードの対象となるエリアは「BANK01：UII（EPC）」になります。

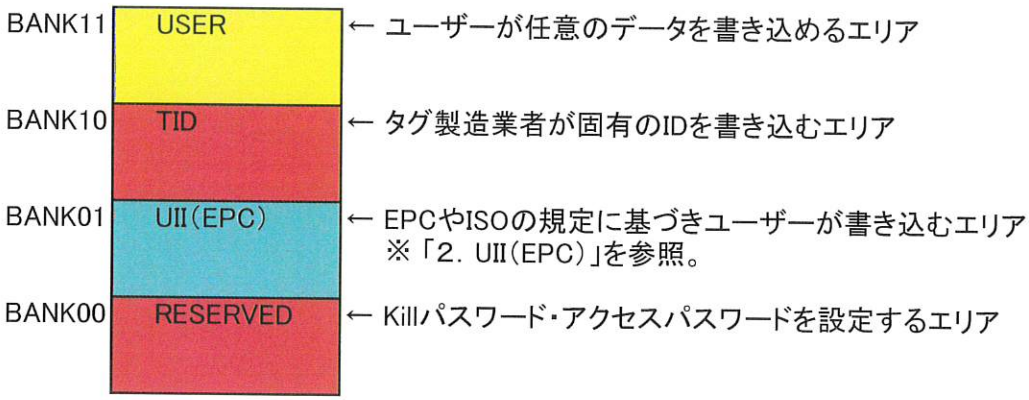

2. UII（EPC）

UII（EPC）の構造は、下図のようになっており、エンコードの対象は、PCBとEPCエリアになります。

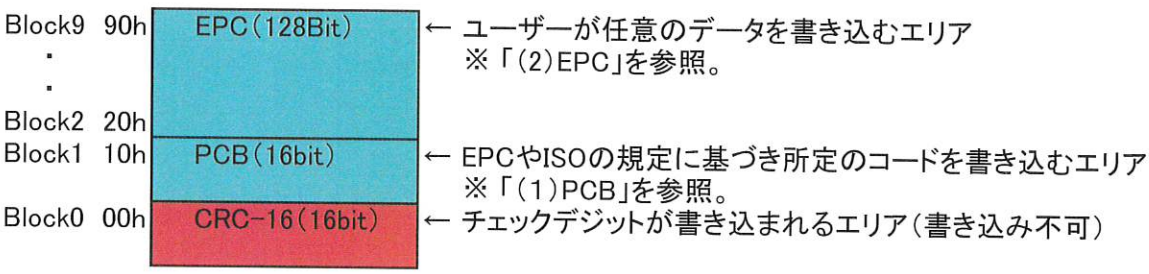

（1）PCB（Protocol-Control Bit）

エンコード時に以下の値を書き込みます。

①					②	③	④	⑤							
0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0
13h	12h	11h	10h	17h	16h	15h	14h	1Bh	1Ah	19h	18h	1Fh	1Eh	1Dh	1Ch

① 5Bit
　PCB+EPCのBlock数を定義 → 8Block使用するので 8h（01000）を設定
② 1Bit
　BANK11（USER）の使用の有無（0：未使用、1：使用） → タグ固定値0
③ 1Bit
　拡張エリア使用の有無（0：未使用、1：使用） → タグ固定値0
　※②③は、フォーマット上は使わないが、タグ固定値があれば合わせる。
④ 1Bit
　Numbering System Identifierの形式を定義（0：EPC Code、1：ISO/IEC） → 1を設定
⑤ 8Bit
　ISO/IECの場合、AFI（Apprication Family Identifier）を書き込む → C2h：図書館

（2）EPC

エンコード時にISILコード、資料番号、予備項目（将来拡張用）の順で編集し「URN Code 40」エンコーディング方式で変換して書き込みます。

※「URN Code 40」については、「（3）URN Code 40 エンコーディング」を参照。

＜編集方法＞
{ISILコード}.{資料番号（10桁）}
※ 各項目のセパレータとしてドット（"."）を使用。

ISILコード：JP-1001301（横浜市戸塚図書館）

資料番号：10桁の数字（バーコード）
・チェックデジット：モジュラス11/ウェイト7/2
・チェックデジット：なし　（8桁読込の場合、先頭00付与し10桁とする）

フラグ書換項目：なし

＜編集例＞

資料番号（10桁）= "1234567892"

書き込む情報= JP-1001296.1234567892
↓
この値を「URN Code 40」エンコーディング方式で変換して書き込む。

エンコード結果は以下のようになります。

	2進数																16進数
Block2 20h	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	411C
Block3 30h	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	C68F
Block4 40h	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	C6E8
Block5 50h	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	E580
Block6 60h	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	CD4B
Block7 70h	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	E086
Block8 80h	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	F3B9
Block9 90h	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0001

資料番号（8桁）= "12345678"

書き込む情報= JP-1001296.0012345678
↓
この値を「URN Code 40」エンコーディング方式で変換して書き込む。
エンコード結果は以下のようになります。

	2進数																16進数
Block2 20h	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	411C
Block3 30h	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	C68F
Block4 40h	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	C6E8
Block5 50h	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	E57F
Block6 60h	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	C079
Block7 70h	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	D3B4
Block8 80h	1	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	E6EF
Block9 90h	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0001

(3)URN Code 40 エンコーディング

各文字を＜URN Code 40 変換表＞で変換し、以下の計算式で3文字単位でまとめて2バイトの値に変換します。

計算式: 1600×1文字目の変換コード＋40×2文字目の変換コード＋3文字目の変換コード＋1

＜URN Code 40 変換表＞

ACII文字	URN Code40	ACII文字	URN Code40	ACII文字	URN Code40
A	1	N	14	-	27
B	2	O	15	.	28
C	3	P	16	:	29
D	4	Q	17	0	30
E	5	R	18	1	31
F	6	S	19	2	32
G	7	T	20	3	33
H	8	U	21	4	34
I	9	V	22	5	35
J	10	W	23	6	36
K	11	X	24	7	37
L	12	Y	25	8	38
M	13	Z	26	9	39

＜例＞ 書き込む情報 =　JP-1001296.1234567892

JP-	1600	×	10	+	40	×	16	+	27	+	1	=	16668	→	411C（16進数）
100	1600	×	31	+	40	×	30	+	30	+	1	=	50831	→	C68F（16進数）
129	1600	×	31	+	40	×	32	+	39	+	1	=	50920	→	C6E8（16進数）
6.1	1600	×	36	+	40	×	28	+	31	+	1	=	58752	→	E580（16進数）
234	1600	×	32	+	40	×	33	+	34	+	1	=	52555	→	CD4B（16進数）
567	1600	×	35	+	40	×	36	+	37	+	1	=	57478	→	E086（16進数）
892	1600	×	38	+	40	×	39	+	32	+	1	=	62393	→	F3B9（16進数）
	1600	×	0	+	40	×	0	+	0	+	1	=	1	→	0001（16進数）

3. RESERVED

30h 20h	アクセスパスワード 初期値=0000h	← EPCのアクセスパスワード(タグの初期化時に使用)
10h 00h	Killパスワード 初期値=0000h	← パスワードを含むKillコマンドを実行することによりタグは永久に読み取り・書き込みが出来なくなる。(一切応答しなくなる)

委 託 契 約 約 款

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

３　履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

４　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12　受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

第２条　受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

２　受託者は、この契約締結後５日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

３　内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

第３条　受託者は、この契約締結後５日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第２項の規定による検査に合格したもの及び第32条第４項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第５条　受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

２　委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

４　受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第１条第４項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5　受託者は、第１項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6　委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7　受託者は、次条第１項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第７条　受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第８条　受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第９条　受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後５日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2　現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3　受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第９条の２　委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2)　この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　委託者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4　委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5　委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条　受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条　受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2　受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3　委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から７日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条　委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3　受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から７日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　委託者は、受託者から第２項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5　委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6　委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　委託者は、前３項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8　受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9　受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第４項、第５項及び第７項の規定を準用する。

10　受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11　受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12　受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条　受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2　委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条　受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3　委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果、第１項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第１項第１号に該当し、設計図書を訂正する場合	委託者が行う。
(2) 第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの	委託者が行う。
(3) 第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の	委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わ
ないもの

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条　委託者は、前条第４項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条　受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2　委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3　委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条　履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　委託者は、前２項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条　受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条　委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2　委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　前２項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第２項又は第19条第３項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第17条第３項、第18条第２項、第19条第３項、第23条第４項、第24条ただし書又は第30条第３項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条　委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

2　委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする

5　特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

6　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

7　前２項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

8　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

第23条　受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3　委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4　受託者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条　契約の履行について生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条　契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2　契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3　前２項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条　委託者は、第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第２項、第19条第３項、第22条第１項、第５項若しくは第６項、第23条第４項、第24条又は第30条第３項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条　受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

２　中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

３　受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

４　受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

（完了検査）

第28条　受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

３　受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前２項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第29条　受託者は、前条第２項（同条第３項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

３　委託者がその責めに帰すべき理由により前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（消費税等率変動に伴う契約代金額の変更）

第29条の２　消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（完了検査前の使用）

第30条　委託者は、第28条第２項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　委託者は、第１項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第31条　受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

（部分払及び部分検査）

第32条　受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

２　部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

３　受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

４　委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

５　受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前２項の規定を適用する。

６　受託者は、第４項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分払金の不払に対する契約の履行の中止）

第33条　受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第34条　委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。） であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 第９条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第１項の履行の追完がなされないとき又は同条第３項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第４条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の２第１項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の２　委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号又は第２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第１号又は第２号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第３号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第１号又は第２号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2　受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　第１項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

４　前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条　第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による解除をすることができない。

（委託者の任意解除権）

第38条　委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の２に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（受託者の催告による解除権）

第39条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受託者の催告によらない解除権）

第40条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が３分の２以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条　第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

（合意解除）

第42条　委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

（解除に伴う措置）

第43条　委託者は、第35条、第36条、第36条の２、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

２　前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の２の規定に基づくとき。	当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。	当該余剰額

３　受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第１項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

5　受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前２項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6　前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7　第３項前段又は第４項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の２の規定に基づくとき。	委託者が定める。
(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。	受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8　第３項後段、第４項後段及び第５項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき

(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき

(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　前項第１号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第１項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第１項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5　第１項及び第３項各号に定める場合（第４項の規定により同項各号が第３項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第３項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の２　受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の２に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

⑵ 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

⑶ 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷ 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

３　第１項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴ 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵ 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条　受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　委託者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　委託者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

７　第１項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条　受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

３　受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

４　受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

（相殺）

第48条　委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

（概算契約）

第49条　この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

２　概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

（補則）

第50条　この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

（別紙１）

委託契約約款　第 22 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第 22 条第 1 項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1　本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年４月７日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、　諸 経 費　として計上すること。

2　本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

□　労務単価（該当労務単価：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

■　神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

□　物品の単価（該当物品：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

■　消費者物価指数　全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）

□　労務単価を基に算出した経費

3　本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

□　本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は２のとおり）

■　委託契約約款第２条に規定する、受託者から提出された内訳書（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

□　上記２種の併用

(1) ア 労 務 単 価 使 用 項 目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

イ アに付随する費用の使用項目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 受託者の内訳書使用項目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿